

## 入札公告

下記のとおり庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年8月19日

宮崎県知事 河野 俊嗣

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 日南総合庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務委託  
(2) 委託場所 日南市戸高ほか  
(3) 委託期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで  
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）  
(4) 委託業務概要 日南総合庁舎、串間総合庁舎、都城総合庁舎、小林総合庁舎  
上記建物に係る自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和7年度（2025年度）の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	自家用電気工作物保安管理	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	次の事項をすべて満たしていること。 ア 宮崎県内に本店（個人にあっては事業所）又は支店（営業所を含む。）を有していること。 イ 電気事業法施行規則第53条第2項第6号に規定する主たる連絡場所が当該事業場に2時間以内に到達し得る場所にあること。		
同種業務の実績に関する事項	平成27年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る自家用電気工作物の保安及び管理業務		
配置技術者に関する事項	次のいずれかの資格を有するものであること ア 電気事業法施行規則第52条第2項及び同規則第52条の2第2号、かつ、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）に規定する要件に該当する電気保安法人の従業員であること。 なお、入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。 イ 電気事業法施行規則第52条第2項及び同規則第52条の2第1号、かつ、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）に規定する要件に該当する者であること。		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

掲示場所：財産総合管理課庁舎保全担当（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

掲示期間：令和7年8月19日から令和7年9月1日まで

（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

#### 4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等 閲覧及び複写	令和7年8月19日から 令和7年9月1日まで	県ホームページで閲覧・ダウンロード可 財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp">http://www.pref.miyazaki.lg.jp</a> ]
質問の受付	令和7年8月19日から 令和7年8月22日17:00まで	財産総合管理課へ郵送、持参又は電子メールで送付すること。 [財産総合管理課アドレス : <a href="mailto:zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp">zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp</a> ]
回答の閲覧	令和7年8月19日から 令和7年9月1日まで	県ホームページに掲示及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp">http://www.pref.miyazaki.lg.jp</a> ]
入札書 受付期間	令和7年8月27日8:30から 令和7年9月1日17:00まで	財産総合管理課へ郵送（書留郵便に限る）又は持参 [財産総合管理課 : (〒880-8501) 宮崎市橋通東2丁目10番1号] ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開札日時	令和7年9月2日 13:30	開札室：宮崎県庁防災庁舎5階防58号室 宮崎市橋通東1丁目9番18
入札結果 の公表	令和7年10月上旬から 令和9年3月31日まで	県ホームページに掲示及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp">http://www.pref.miyazaki.lg.jp</a> ]

(注意) 財産総合管理課における受付・閲覧は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### 5 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

#### 6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- 3) 同一人が同一事項について2通以上の入札
- 4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- 5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- 6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- 7) 入札条件に違反した入札
- 8) 連合その他不正行為があった入札
- 9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

#### 7 その他の事項

- 1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- 2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ・初度入札に参加しなかった者
  - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- 3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、特約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。
- 4) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者（落札候補者）で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。